



広報ぬまた お知らせ版



令和8年6月25日発行 第1207号(1/3)

発行：沼田町役場 編集：総務財政課広報情報グループ 電話：35-2111

ホームページ <https://www.town.numata.hokkaido.jp> メール soumu@town.numata.lg.jp

第53回 沼田町町民スポーツまつりのご案内

今年で53回を迎える沼田町町民スポーツまつりは全町民が一体となって楽しめる、地域を元気にするイベントです。どの組にも優勝の可能性があり、かつ幅広い年齢層の方が参加しやすい競技内容となっております。

■開催日時 令和8年7月5日(日) 午前8時30分～午後12時00分(予定)

■開催場所 沼田小学校グラウンド

前年度同様、「沼田最速王決定戦」などの個人・グループ参加の競技も実施しますので、ぜひご家族、ご近所や職場の仲間でエントリーしてください。皆様のご参加をお待ちしております。

なお、7月5日(日)生涯学習総合センター「ゆめっくる」、「図書館」は休館いたします。

■申込先・お問合せ 教育委員会教育課社会教育グループ ☎35-2132

『沼田すずらの会』会員募集

沼田すずらの会は、平成19年に設置されました「沼田町就業支援センター」で生活する少年たちを支援する女性の会です。少年たちと一緒に食事を作ったり、クリスマス会、節分、ひな祭り等の季節行事の開催、大晦日に食事を提供するなど、少年たちと身近に接することで、人や地域の繋がり、暖かさを感じてもらうための支援活動を行っています。また、活動に対する知識を深めるための研修会・施設見学も実施しております。

一緒に活動していただける方を随時募集しておりますので、主旨にご賛同いただける方は、ぜひご入会を検討くださいますようお願いいたします。

(※年会費として毎年500円をご負担いただいております)

■申込先・お問合せ 保健福祉課福祉グループ ☎35-2120

後期高齢者医療制度のお知らせ 令和8年8月以降の資格確認書等について

現在交付されている「資格確認書」の有効期限は令和8年7月31日(金)までとなっております。なお、令和8年8月以降、85歳未満でマイナ保険証をお持ちの方は、交付に関する取扱いが変更になります。

■ **令和8年8月1日時点で85歳以上の方はこれまでと変わりません。**

▶ 「資格確認書」(はがき型)が届きますので、令和8年8月以降も「資格確認書」または「マイナ保険証」を持って受診してください。

■ **令和8年8月1日時点で85歳未満の方**

▶ マイナ保険証をお持ちでない方はこれまでと変わりません。

▶ 「資格確認書」(はがき型)が届きますので、令和8年8月以降も「資格確認書」を持って受診してください。

▶ **マイナ保険証をお持ちの方(取扱いが変わります)**

「資格情報のお知らせ」(A4サイズ)が届きます。

令和8年8月以降は、「マイナ保険証」で受診してください。

※「資格情報のお知らせ」は、自身の資格情報を把握するためのものであり、資格情報のお知らせのみで医療機関等の受診はできません。なお、**マイナ保険証の読み取りができない場合に、マイナ保険証とともに「資格情報のお知らせ」を提示することで、正しい資格情報で医療機関等を受診することができます。**

「資格情報のお知らせ」(A4サイズ)が届いた方であっても、なんらかの理由によりマイナ保険証での受診が困難である方には、申請により資格確認書を交付します。

資格確認書の交付を希望される方は、保健福祉課保険グループ窓口で資格確認書交付申請手続きをしてください。(届いた「資格情報のお知らせ」(A4サイズ)を持参してください。)

■ 令和8年8月以降の「資格確認書」(はがき型)や「資格情報のお知らせ」(A4サイズ)につきましては、令和8年7月下旬に被保険者の方へ郵送を予定しております。

■ お問合せ 保健福祉課保険グループ ☎35-2120

北海道後期高齢者医療広域連合 ☎011-290-5601

孫ターン奨励事業について

沼田町にゆかりのあるお孫さん世代に転入し定住していただくため、町内にお住まいの方のお孫さん世帯などが転入された場合に奨励金を交付いたします。

■対象世帯

沼田町に転入してから1年以内の世帯で、町内での生活実態があり、次の要件をすべて満たしていることが必要です。

- ①世帯主またはその配偶者の祖父母のいずれかが沼田町に居住していること
- ②世帯主またはその配偶者の父母のいずれも沼田町に居住していないこと
- ③世帯に公務員が含まれていないこと
- ④申請日に沼田町に住民票を有していること
- ⑤申請日以後5年以上沼田町に住むこと
- ⑥転勤、出向等や進学等による一時的な転入ではないこと
- ⑦世帯及び、祖父母世帯に町税等の滞納がないこと

■奨励額

- ・2人以上の世帯 100,000円(祖父母世帯と同居 50,000円加算)
- ・単身の世帯 50,000円(祖父母世帯と同居 25,000円加算)

■申請に必要なもの

- ・申請世帯の住民票謄本
- ・祖父母世帯の住民票謄本
- ・祖父母との関係が証明できる書類(申請者と祖父母の戸籍謄本など)
- ・申請世帯及び、祖父母世帯の納税状況確認同意書

■お問合せ 住民生活課移住定住応援室 ☎35-2115

全国瞬時警報システム(J-アラート)の試験放送について

◆放送日時：令和8年7月1日(水)午前11時00分頃

7月1日(水)午前11時頃に、防災無線を通じて情報伝達の試験放送を行います。ご家庭の戸別受信機からテスト放送が流れますので、町民皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

放送内容等

町内6か所に設置してある屋外スピーカー及び戸別受信機から、試験放送が一斉に放送されます。

【放送内容】

開始のチャイム

「これは、Jアラートのテストです。」※繰り返し3回

「こちらは、防災ぬまたです。」

終了のチャイム



※J-アラートとは、地震・津波や武力攻撃などの緊急時に国から送られてくる緊急情報を人工衛星などを活用して瞬時に情報伝達するシステムです。

■お問合せ 総務財政課総務グループ ☎35-2111

町内企業等に通う町外通勤者移住支援事業について

町内企業等において既に就労、または新たに就労することとなる町外在住の方が沼田町に転入された場合、引っ越し費用などの経済的負担の軽減として、行政ポイント(NumaCaポイント)を交付いたします。

■対象世帯

沼田町に転入してから1年以内の世帯で、町内での生活実態があり、3年以上継続して住所を有することを宣誓できる方で、次のいずれかに該当する方

- ①町内企業など(町外所在の町内企業等の本・支店を含む)において既に就労(就農)している方で、町外から転入してきた方
- ②町内企業など(町外所在の町内企業等の本・支店を含む)に新たに就労(就農)することとなる方で、町外から転入してきた方
- ③町内において起業する意思を持つ方で、町外から転入してきた方(転入から1年以内に起業する場合に限る)

※正社員に限らずアルバイト、パート就労者も含まれます。

■助成額

50,000円分の行政ポイント(NumaCaポイント)
(中学生までのお子さんを養育する子育て世帯は50,000円分加算)

■申請に必要なもの

- ・町内企業などに就労している、若しくは就労することとなることが証明できる書類
- ・転入前住所が町外であるということが証明できる書類(転出証明書の写しなど)
- ・転入日及び転入後の住所が確認できる書類(住民票の写しなど)

■お問合せ 住民生活課移住定住応援室 ☎35-2115

住民票及び印鑑証明発行の予約制時間外窓口の開設について

住民票及び印鑑証明発行に限り毎週木曜日の17時15分以後に予約制窓口を開設いたします。予約制となっておりますので2日前までに住民生活課に必ず予約してください。

■実施期間 令和8年6月1日(月)～令和8年7月30日(木)までの毎週木曜日

■開設時間 17時15分～18時30分

※8時45分～17時15分までは予約不要です。

■予約方法 電話または窓口で下記についてお伝えください

①来庁される方のお名前・住所

②必要とされる方のお名前・住所・生年月日・使用目的

■住民票・印鑑証明受領について

- ・本人確認(マイナンバーカードまたは運転免許証)の提示をお願いいたします。
- ・印鑑証明発行には印鑑登録証カードが必要となります。

■支払い方法 現金のみとなります。

■備考 正面玄関は施錠されていますので、ふれあい正面玄関からお入りください。

■お問合せ 住民生活課窓口グループ ☎35-2115



広報ぬまた お知らせ版



令和8年6月25日発行 第1207号 (2/3)

発行：沼田町役場 編集：総務財政課広報情報グループ 電話：35-2111

ホームページ <https://www.town.numata.hokkaido.jp> メール soumu@town.numata.lg.jp

結婚新生活応援事業について

町では、下記の対象要件を満たしている世帯の方を対象に、住居費や引越しにかかる費用の一部について支援を行い、本町での新生活を応援しています。なお、この事業による助成を受けることで、沼田町住んで快適住まいる応援奨励金の対象とならない場合がありますので詳細については住民生活課までお問合せください。

■対象要件 ※以下の4項目をすべて満たしていることが必要です。

- ①令和8年1月1日から令和9年3月31日までに婚姻届を提出した世帯
- ②夫婦の合計所得が年間500万円未満である世帯
- ③申請時に夫婦の双方または一方の住民票の住所が町内の当該住宅にあること
- ④夫婦ともに40歳未満であること

■対象経費

- ①住居費（物件の購入費、賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料、リフォーム費用）
- ②新居への引越し費用（引越業者又は運送業者へ支払った場合にのみ該当）

※勤務先から住宅手当や引越しにかかる費用が支給されている場合は、その分を差し引いた額

■助成額

対象経費に対し、1世帯当たり30万円を上限として助成

（夫婦ともに30歳未満の場合60万円を上限として助成）

■申請期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

■申請に必要なもの

- ・所得証明書（本人及び配偶者）
- ・住宅の売買契約書（住居費に充てる場合）
- ・住宅の賃貸借見積書または契約書（住居費に充てる場合）
- ・住宅手当支給証明書（住居費に充てる場合）
- ・引越しに係る領収書（引越し費用に充てる場合）
- ・婚姻日及び夫婦の生年月日が確認できる書類（戸籍謄本など）

■お問合せ 住民生活課移住定住応援室 ☎35-2115

住んで快適住まいる応援奨励金について

多くの方々に移住や定住をしていただくため、令和9年度までの間、住宅の新築や中古住宅の購入、リフォームなどを行う際にご利用できる奨励金制度を設けております。

なお、持ち家リフォームへの助成については、平成31年3月31日までに限度額に達した方でも申請可能ですので、お気軽にご相談ください。

新築住宅

基本額（自己所有地での新築含む）

20歳代	170万円
30歳代	130万円
40歳代以上	80万円

加算額

土地購入（200㎡以上で3年以内に新築の場合）	30万円
町内業者での建設	70万円
融雪溝設置路線に新築	150万円
購入した土地にある中古住宅を取り壊して新築住宅を建設する場合（町内業者による取壊し等、20万円以上の処分費用に対し2/3以内）	限度額 100万円
子育て世帯（中学生以下の子どもを養育する世帯）が新築する場合	子ども一人につき 50万円
婚姻してから3年以内に住宅を新築する場合	50万円

中古住宅（65㎡以上）

基本額（購入価格の1/2以内）	限度額 50万円
-----------------	----------

加算額

リフォーム	中古住宅購入後3年以内に町内業者により修繕した費用の1/4以内	限度額 50万円
リノベーション	3年以内に町内業者により定められた改修（リノベーション）工事をする場合で改修費用の1/4以内	限度額 100万円
子育て世帯	上記リフォーム又はリノベーション加算を受ける場合	子ども一人につき 25万円
新婚世帯	婚姻してから1年以内に中古住宅を購入した費用（土地・家屋）の1/2以内	限度額 20万円

持ち家リフォーム（※平成31年3月31日までの修繕履歴をリセット）

町内業者で施工した修繕（リフォーム）費用の1/4以内（平成31年3月31日までに修繕助成を受け、限度額に達した方でも申請可）	限度額 25万円
--	----------

耐震改修

昭和56年5月31日以前に着工された住宅で、耐震診断等を行った後に町内業者により耐震改修を行った場合における費用の1/4以内	限度額 50万円
--	----------

太陽光発電設備設置

自らの居住する持家や新築する住宅、又はその同一敷地内に、町内業者により新たに住宅用太陽光発電システムを設置する場合における費用の1/4以内	限度額 50万円
---	----------

■お問合せ 住民生活課移住定住応援室 ☎35-2115

7月は、“第76回社会を明るくする運動” 強調月間 ～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～

すべての国民が、犯罪や非行の防止と、犯罪や非行をした人について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせて、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くため、旭川保護観察所管轄の保護司会では、次の活動を推進します。

■この運動が目指すこと

- ①犯罪や非行を防止し、安全で安心して暮らすことのできる明るい地域社会を築くこと
- ②犯罪や非行をした人が再び犯罪や非行をしないように、その立ち直りを支えること

■この運動において力を入れて取り組むこと

- ①誰もが抱える問題が犯罪や非行の要因となりうることや、人は変われるということを感じて寄り添い続ける更生保護の活動は、再犯を防止して立ち直りを支える大切な活動であることについて、国民の各層に広く周知し、理解を深めてもらうための取組
- ②犯罪や非行の防止や、犯罪や非行をした人の立ち直りには様々な協力の方法があることを示し、多くの人に協力者として気軽に参加してもらうための取組
- ③同じ地域社会の一員である保護司、更生保護女性会会員、BBS 会員、協力雇用主等の更生保護ボランティアの活動にたいする支援の充実を図るほか、積極的な広報等により、なり手を増やすための取組
- ④民間協力者と地方公共団体と国との連携を強化しつつ、犯罪や非行をした人が、仕事、住居、教育、保健医療・福祉サービスなどに関し必要な支援を受けやすくするためのネットワークをつくる取組
- ⑤犯罪や非行が起らないよう、若い人たちの健やかな成長を期する取組

■お問合せ 保健福祉課福祉グループ ☎35-2120

令和8年度自衛官募集案内について

■2等陸・海・空士

- 受験資格 日本国籍を有し、採用予定月の1日現在18歳以上33歳未満の男女
- 受付期間 年間を通じて、受付を行っております
- 試験期日 7月12日(日)または13日(月)のいずれか1日
- 試験会場 陸上自衛隊旭川駐屯地(旭川市春光町)

■お問合せ 自衛隊旭川地方協力本部 旭川地区隊 ☎0166-55-0100
総務財政課広報情報グループ ☎35-2111

ヤング世代移住促進家賃助成事業について

本町への移住定住を図ることを目的として、転入や結婚を機に本町で新たな生活をスタートさせる若者や新婚世帯、また町外へ通勤されることとなった町内在住の方を対象に、賃貸住宅の家賃の一部を助成いたします。

■対象者

①転入世帯

令和5年3月16日以降に転入し、申請時点において40歳未満の世帯
(夫婦世帯の場合はいずれかが40歳未満である世帯)

②新婚世帯

令和5年4月1日以降に婚姻届を提出している世帯で、申請時点において夫または妻のいずれかが40歳未満である世帯

③町外通勤世帯

令和5年4月1日以降、転勤または転職等により町外へ通勤することとなってもなお本町で生活し、申請時点において40歳未満の世帯
(夫婦世帯の場合はいずれかが40歳未満である世帯)

■対象要件 ※以下の5項目をすべて満たしていることが必要です。

- ①町内にある賃貸住宅の所有者との間に賃貸借契約を締結し、世帯全員が当該賃貸住宅の住所地に住民登録を行い、現に居住していること
- ②対象経費が25,000円以上であること
- ③世帯に沼田町職員が含まれていないこと
- ④世帯全員に町税等の滞納がないこと
- ⑤申請日以後3年以上沼田町に住むこと

■対象経費

民間賃貸住宅(集合住宅)にかかる月額家賃(共益費、駐車場使用料並びに冬期間の除雪費を除きます。)

※勤務先から住宅手当が支給されている場合は、その分を差し引いた額

※公営住宅、官舎、3親等以内の親族が所有する住宅は対象外

■助成額及び助成期間

- ①助成額は、対象経費から25,000円を差し引いた額(百円未満切り捨て)
※但し、助成額は31,000円を上限とします
- ②助成期間は、転入・婚姻・通勤開始の日の属する月の翌月から3年間

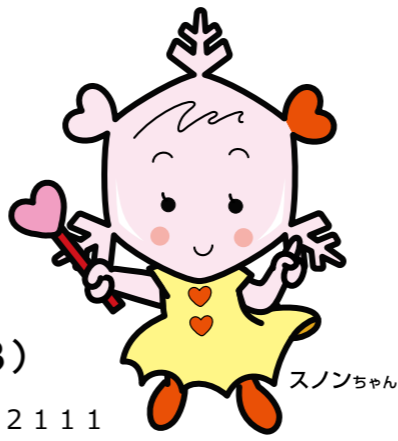
■申請に必要なもの

- ・印鑑、賃貸契約書の写し、住民票謄本、戸籍謄本(新婚世帯のみ)
- ・勤務先からの住宅手当等の額を証明する書類(様式第2号)
- ・誓約書兼同意書(様式第3号)

■お問合せ 住民生活課移住定住応援室 ☎35-2115



広報ぬまた お知らせ版



令和8年6月25日発行 第1207号 (3/3)

発行：沼田町役場 編集：総務財政課広報情報グループ 電話：35-2111

ホームページ <https://www.town.numata.hokkaido.jp> メール soumu@town.numata.lg.jp

沼田町公営住宅等募集情報

沼田町では、次の公営住宅等入居者を募集しております。

■公営住宅申込資格※全て満たすこと。

- ・住宅に困窮しており、収入の基準を満たす方
- ・暴力団員ではないこと

※収入の基準については住宅により異なります。また、世帯向け住宅に単身の方でも入居できる場合がありますが、制限がありますので窓口へお問い合わせください。

■世帯向け住宅

団地	建設年度	間取り	単身者・世帯向 詳細等	家賃 ※収入により 異なります	募集 状況
緑町	S56	3LDK	世帯向 17棟 1戸	14,700円～	随時
	S57	3LDK	世帯向 22・23棟 3戸	11,100円～	
		3LDK	世帯向 19棟 1戸	14,900円～	
	H2	3LDK	世帯向 60棟 2戸	15,700円～	
	H7	3LDK	世帯向 D棟 3戸	19,500円～ (他に駐車場使用料、 給湯器のリース料)	
	H8	2LDK	世帯向 A棟 1戸	16,100円～ (他に駐車場使用料、 給湯器のリース料)	
		3LDK	世帯向 A・C棟 4戸	19,600円～ (他に駐車場使用料、 給湯器のリース料)	

団地	建設年度	間取り	単身者・世帯向 詳細等	家賃 ※収入により 異なります	募集 状況
緑町	H9	3LDK	世帯向 B棟 3戸	19,700円～ (他に駐車場使用料、 給湯器のリース料)	随時
旭町	S58	3LDK	世帯向 26・27棟 2戸	11,500円～	
	H6	2LDK	高齢者向 1棟 2戸	19,300円～	
ガーデンタウンぬまた (道営住宅)	H8～ H10	3LDK	世帯向 A・B・C棟 28戸	17,700円～ (他に駐車場使用料、 給湯器のリース料)	

■単身者向け住宅

団地	建設年度	間取り	単身者・世帯向 詳細等	家賃 ※収入により 異なります	募集 状況
スコレ ビルヂ	H5	1K	単身者向 2号棟 1戸	35,000円	7/17 期限
	H6	1K	単身者向 4号棟 1戸	35,000円	随時
ガーデンタウンぬまた (道営住宅)	H8～ H10	3LDK	単身者向 A・B棟 3戸	17,500円～ (他に駐車場使用料、 給湯器のリース料)	随時

※公営住宅は、低所得世帯を対象とした減免措置がありますので、対象となる世帯所得等詳しい内容については住民生活課までお問い合わせください。

※ガーデンタウンぬまたについては北海道が管理する住宅になっており、問い合わせについては道営住宅指定管理者へお願いします。

道営住宅指定管理者

エムエムエスマンションマネジメントサービス(株)空知事務所

住所 滝川市本町2丁目3番5号 TSビル2階

☎0125-23-3071 時間8時45分～17時30分(土日祝を除く)

詳しくは、沼田町移住定住情報公式サイトをご覧ください。住民生活課移住定住応援室(☎35-2115)へお問い合わせください。

移住定住情報公式サイト



充電式電池（リチウムイオン電池等）の受入について

近年、火災事故の原因としてモバイル機器や家電製品等に使用されている充電式電池の発火等について、新聞報道等がなされています。

町では資源ごみ（試行）として充電式電池等の回収を実施しますので、使用しなくなった製品は役場住民生活課へお持ちいただくか、リチウムイオン電池等回収協力店へ持参願います。

なお、下記の各回収場所や協力店へ持ち込んでも処分費用は無料です。

■開始日 令和8年7月1日（水）

■回収場所 ・役場住民生活課生活環境グループ

※役場裏の資源ごみセンターでは受け入れできません。

・北空知衛生センター組合ごみ処理施設

■回収対象物

・リチウムイオン電池等の充電式電池

・分離できない充電式電池を使用した小型家電製品

※主な対象物：携帯ゲーム機、電気シェーバー、電子タバコ、モバイルバッテリー等

※電池部分を分離できるもので、取り外した後の本体は不燃ごみで処分するか、毎年3月に実施している小型家電回収の際にお持ちください。

・ボタン型電池

・乾電池型の充電電池

※使い捨ての乾電池及びコイン型電池は従前より資源ごみセンター等にて受入れをしております。

■持込方法

・端子をビニールテープ等で絶縁し透明袋に入れてください。

・発熱状態のものは受け入れできません。

・水濡・破損・膨張している場合は、別袋で「膨張電池」と明記してください。

・ボタン電池は個々にセロテープで絶縁処理し、透明袋に入れてください。

■リチウムイオン電池等回収協力店

・DCM(株)深川東店、DCM(株)深川店、(有)スズキ電器

■ボタン電池回収協力店

・DCM(株)深川東店、DCM(株)深川店、DCMニコット秩父別店

※回収協力店では回収対象品のみ受入可、破損品等一部回収できないものもありますので詳細については回収店にご確認ください。対象外のものは、役場住民生活課または北空知衛生センターで回収可能です。

■お問合せ 住民生活課生活環境グループ ☎35-2115

暮らしの安心センター臨時休館について

暮らしの安心センターでは令和8年7月5日（日）にエアコン設置工事を行うため終日休館となりますのでお知らせいたします。

■お問合せ 沼田町社会福祉協議会 ☎35-1998

日曜・祝日当番医のお知らせ

◆ 6月28日（日）

内科・外科系…深川市立病院 ☎22-1101

歯科系…伊東歯科医院（深川市） ☎23-5501

◆ 7月5日（日）

内科・外科系…深川市立病院（北竜町立診療所 所長 浦本 幸彦）

☎22-1101

歯科系…近藤歯科医院（沼田町）

☎35-2538

◆ 7月12日（日）

内科・外科系…深川市立病院 ☎22-1101

歯科系…あさひ歯科クリニック（滝川市） ☎0125-22-0033

6月25日から7月12日までの行事予定

日付	行事名	時間	場所
6月25日（木）	ぬまエコ定期相談会	15:00～	安心センター
		18:00～	安心センター
7月5日（日）	第53回町民スポーツ祭り	8:30～	小学校グラウンド
6日（月）	のぞみ会	13:00～	ふれあい
7日（火）～9日（木）	ふれあい総合検診	6:00～	ふれあい
9日（木）	第25回沼田町長杯争奪パークゴルフ大会	9:00～	パークゴルフ場
10日（金）	沼田消防演習	13:30～	役場前
11日（土）～12日（日）	化石体験館ナイトミュージアム	19:00～	化石体験館